

令和3年度版

業務概要

(令和2年度 事業実績)



北海道中央児童相談所

目 次

I 児童相談所の概要

- 1 児童相談所の沿革 1
- 2 児童相談所の沿革規模及び構造等 2
- 3 児童相談所の機構及び業務分担 3
- 4 管轄区域の状況 4

II 業務の概要

- 1 児童相談の種別と内容 6
- 2 業務の流れ 7

III 相談業務の概要






- 1 相談受理件数の推移 8
- 2 相談受理の状況 9
- 3 援助の状況 12
- 4 虐待相談の状況 15
- 5 判定業務の状況 18
- 6 一時保護業務の状況 20
- 7 里親・里子の状況 22
- 8 里親支援の状況 24

IV 各種事業の概要

- 1 巡回児童相談事業 25
- 2 ひきこもり等児童福祉対策事業 25
- 3 児童虐待防止対策推進事業 26
- 4 市町村相談体制整備支援事業 28
- 5 関係機関との連携 29

I 児童相談所の概要

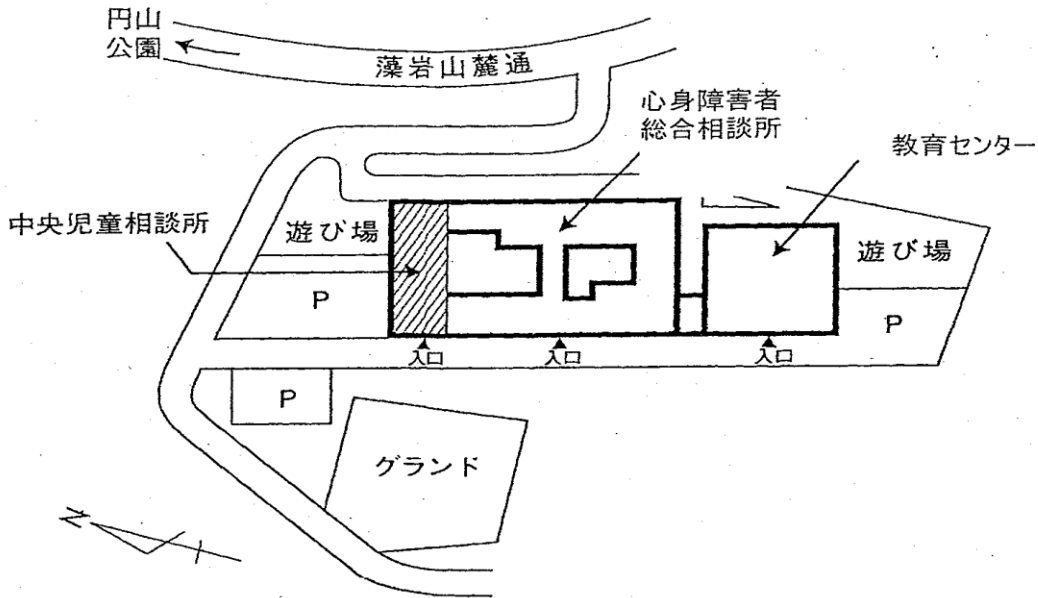
1 児童相談所の沿革

年月日	できごと	管轄区域	管轄地図
昭和23年7月10日	設置 北海道条例第32号により、 札幌児童相談所 として札幌市南14条西16丁目に設置する。	石狩、空知、後志、渡島、檜山、胆振、日高の各支庁及び 札幌市、小樽市、函館市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美瑛市	
昭和24年1月18日	区域の分割 北海道条例第6号により、渡島、檜山の両支庁及び函館市を分離し、この区域を管轄する函館児童相談所を新設する。		
昭和24年9月4日	名称の変更と庁舎移転 北海道条例第59号により、名称を 北海道中央児童相談所 と改め、庁舎を札幌市南4条東4丁目に新築移転する。	石狩、空知、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、夕張市、美瑛市	
昭和26年8月23日	課制施行 従来の係制を廃し、庶務、相談、判定、一時保護の四課制とする。		
昭和28年12月28日	区域の管轄 空知支庁管内及び岩見沢市外7市を分離し、この区域を管轄する岩見沢児童相談所を新設する。	石狩、後志、胆振、日高の各支庁及び札幌市、小樽市、室蘭市	
昭和37年4月9日	庁舎の新築移転 札幌市北3条西7丁目に新築移転する。		
昭和39年10月20日	区域の分割 胆振、日高各支庁管内及び室蘭、苫小牧の両市を分離し、この区域を管轄する室蘭児童相談所を新設する。	石狩、後志の各支庁及び札幌市、小樽市	
昭和43年12月10日	庁舎の改築移転 札幌市琴似町八軒95番地に所在する道立中央農業試験場庁舎(1,364.63㎡)を改装、移転する。		
昭和47年4月1日	区域の分割 札幌市が政令指定都市となり、札幌市児童相談所が設置されたため、管轄区域から札幌市を分離し、現在の管轄区域となる。		
昭和53年9月1日	障害児教育相談室の設置 昭和54年度からの心身障害児教育の義務教育化にともない、全道一円の就学相談を担当する障害児教育相談室を併置する。		
昭和62年9月1日	庁舎の新築移転 札幌市中央区円山西町2丁目に新築移転する。心身障害者総合相談所・特殊教育センターとの合同庁舎となる。(障害児教育相談室は同センターへ吸収される。)	札幌市を除く石狩振興局及び後志総合振興局内の各市町村	
平成16年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては石狩保健福祉事務所児童相談部となる。		
平成22年4月1日	支庁制度改革 道の組織機構上の名称としては石狩振興局保健環境部児童相談室となる。		
令和2年4月1日	組織機構改正 道の組織機構上の名称としては保健福祉部中央児童相談所となる。		

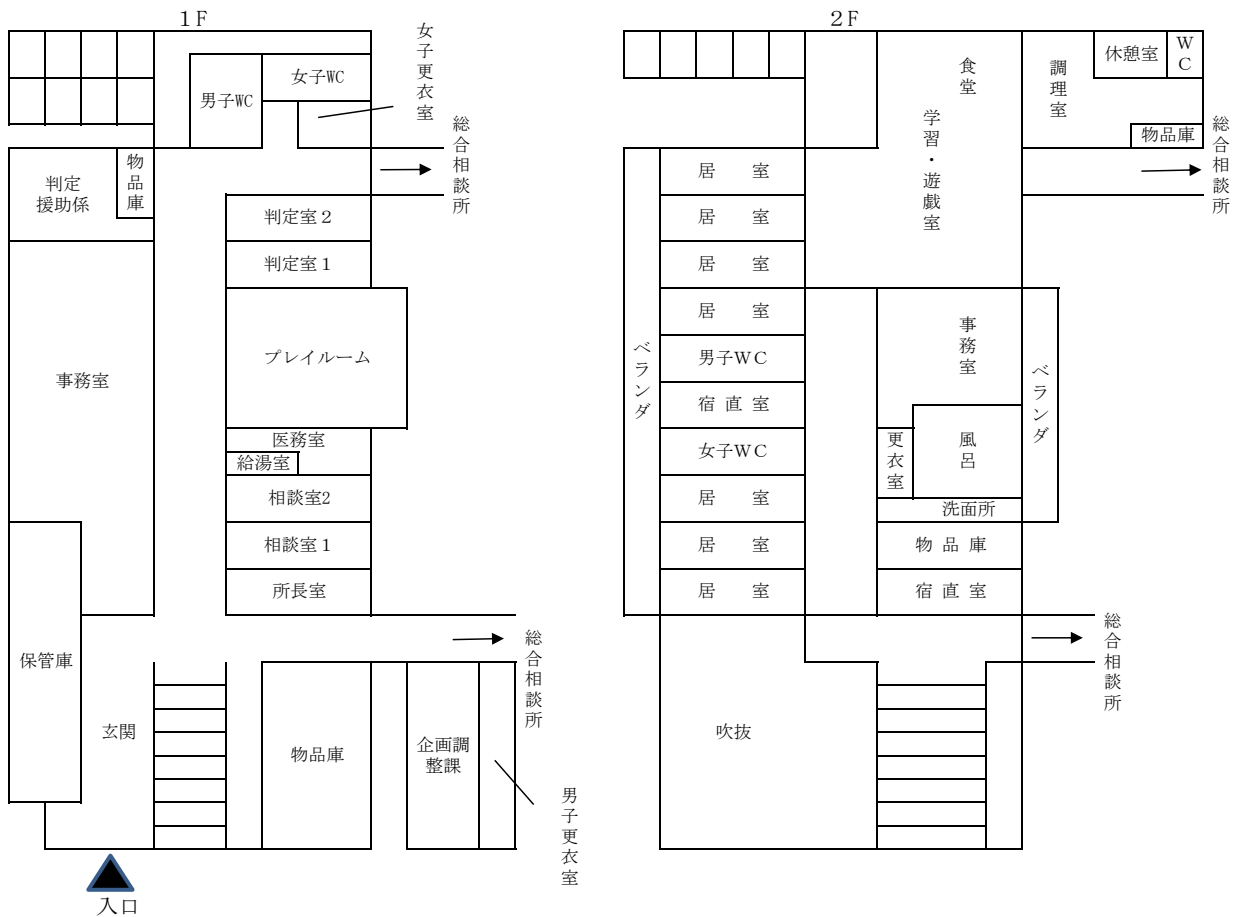
2 児童相談所の規模及び構造等

名称 北海道中央児童相談所
 所在地 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号
 設立年月日 昭和23年7月10日
 敷地面積 26,145㎡（道立心身障害者総合相談所敷地）
 建物面積 鉄筋コンクリート2階建 930.07㎡

・庁舎外構

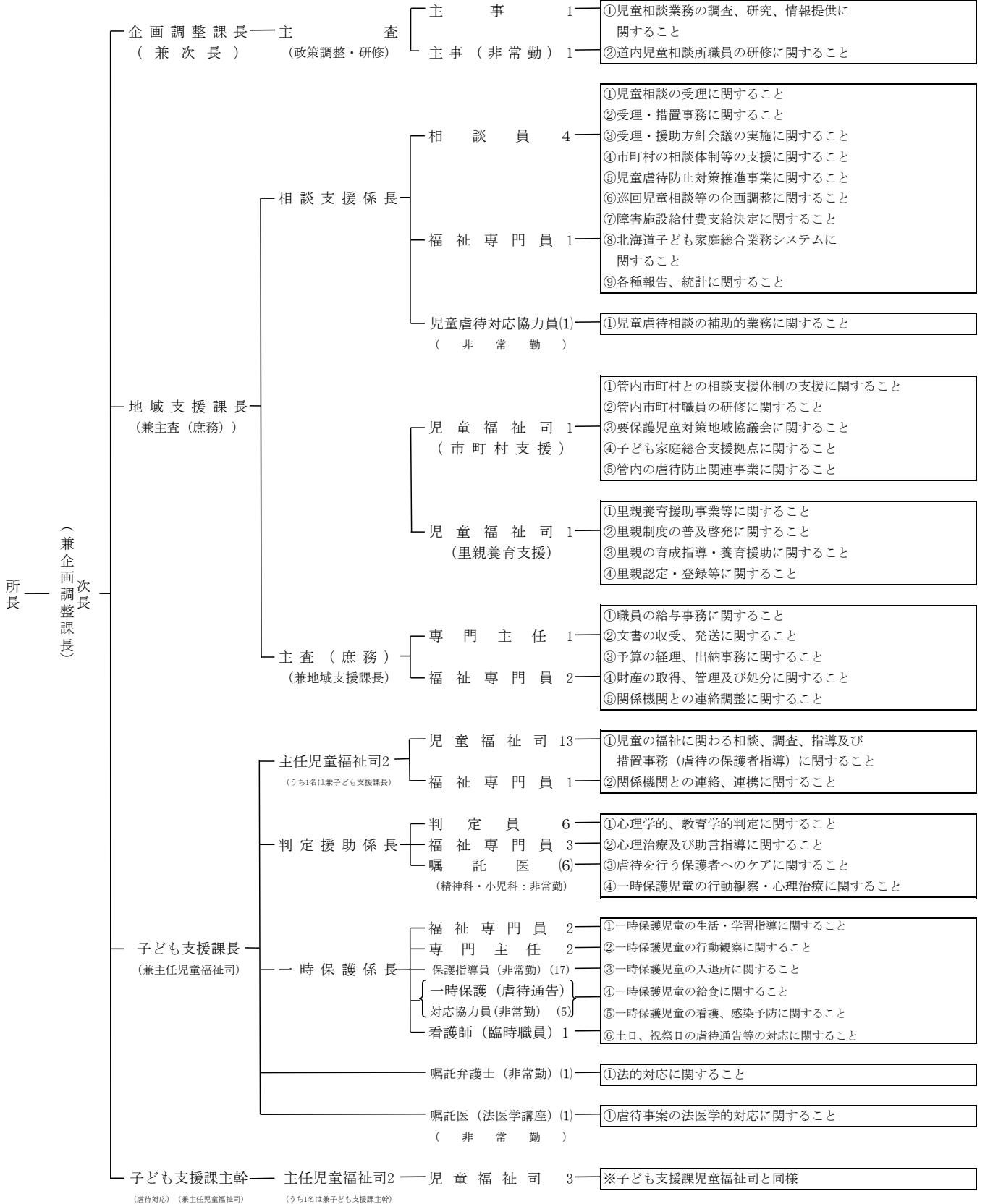


・庁舎見取図



3 児童相談所の機構及び業務分担

令和3年4月1日時点



常勤職員 定数 44名 現員 56名（短時間再任用職員・臨時職員を含む）

非常勤職員 { 児童虐待対応協力員 1名 嘱託医 7名 嘱託弁護士 1名 } 31名
 { 保護指導員 17名 一時保護（虐待通告）対応協力員 5名 }

(3) 管内の施設状況

ア 児童福祉施設の施設数の状況

施設種別	施設数	(再掲) うち札幌市内
乳児院	1	1
児童養護施設	12	5
児童自立支援施設	1	0
障害児入所施設	10	7
自立援助ホーム	8	6
ファミリーホーム	16	11

イ 管内の施設情報（定員は令和3年4月1日時点）

施設種別	施設名	住所	電話番号	定員	
乳児院	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-6262	40	
児童養護施設	札幌南藻園	札幌市中央区界川1丁目6-14	011-561-0668	42	
	柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1-15	011-776-0601	88	
	興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号	011-762-7457	45	
	羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号	011-851-3279	45	
	札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	011-591-6601	44	
	天使の園	北広島市中央4丁目5-7	011-372-3520	74	
	北光社ふくじゅ園	北広島市西の里南1丁目3-6	011-375-3237	50	
	歌棄洗心学園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄270	0136-64-5312	70	
	北海愛星学園	磯谷郡蘭越町字大谷289	0136-57-5537	65	
	黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内562-1	0136-72-3033	80	
	岩内厚生園	岩内郡岩内町宮園1-2	0135-62-0729	55	
	桜ヶ丘学園	余市郡仁木町銀山2-247	0135-33-5024	84	
児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1015	011-375-3737	48	
障害児入所施設	医療型	医療福祉センター 札幌あゆみの園	札幌市白石区川北2254番地1	011-879-5555	-
		緑ヶ丘療育園	札幌市西区山の手3条12丁目3番12号	011-611-9301	-
		大倉山学院	小樽市見晴町20番地2	0134-62-2510	-
		重症心身障害児（者）施設 みどりの里	小樽市築港10番1号	0134-32-5131	-
		北海道立子ども総合医療・療育センター（コードモックル）	札幌市手稲区手稲金山1条1丁目240-6	011-691-5696	-
		独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1番1号	011-611-8111	-
	福祉型	北海道社会福祉事業団 もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5-1	011-591-8434	60
		ノビロ学園	札幌市清田区真栄483-4	011-881-8555	45
		札幌市自閉症児支援センター（さぼこ）	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21	011-821-9861	27
		しりべし学園	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	0136-72-3173	30

Ⅱ 業務の概要

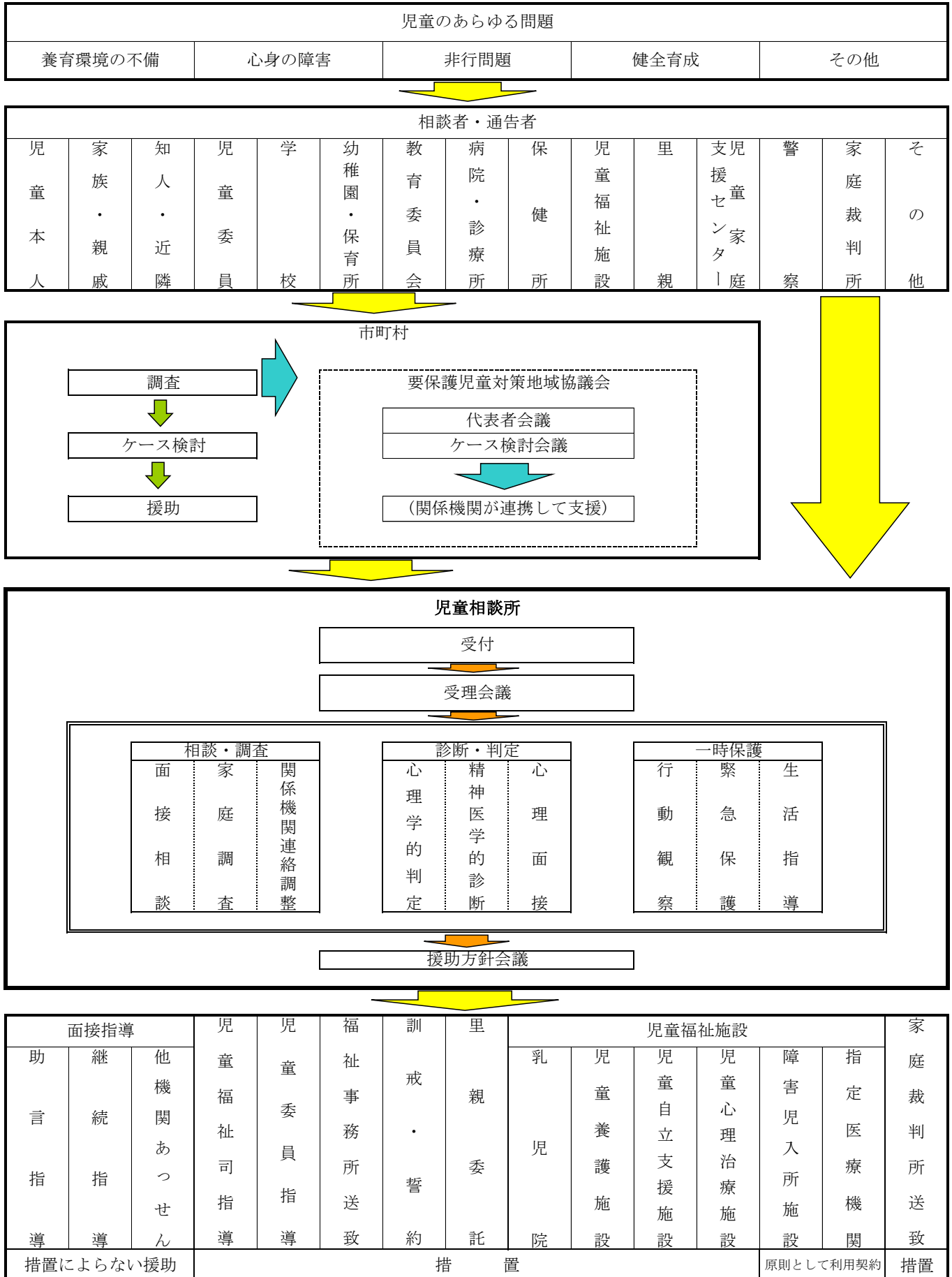
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置され、市町村の児童相談業務への援助とともに専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じ、社会診断、医学・心理学的診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

1 児童相談の種別と内容

18歳未満のすべての児童が、その個性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

相談種別		内容
養 護 相 談	児童虐待相談	保護者が行う次の行為に関する相談 [児童虐待の防止等に関する法律第2条]
		身体的虐待 身体・健康に危険のある身体的な暴行
		性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
		心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家族における配偶者・家族に対する暴力
	ネグレクト 心身の健やかな発達を損なうような不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心	
その他の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働、服役等による養育困難児に関する相談 ・迷子、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談 ・養子縁組に関する相談 	
保健相談	未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息、精神疾患などに関する相談	
障 害 相 談	肢体不自由相談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言語発達障害等相談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある児童に関する相談
	発達障害相談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	家出、深夜徘徊、乱暴、虚言癖、性的問題などに関する相談
	触法行為等相談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告があった児童に関する相談 [児童福祉法第25条による警察通告]
育 成 相 談	性格行動相談	内気、緘黙、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不登校相談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

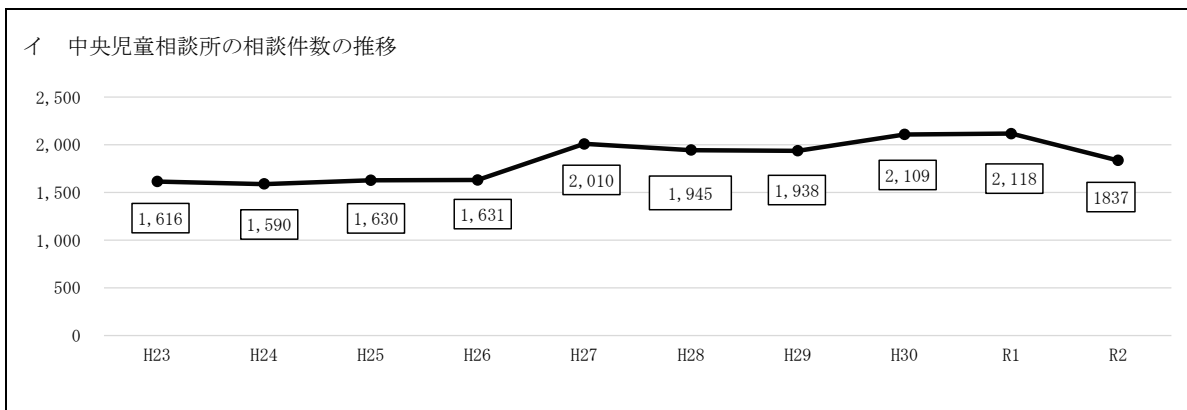
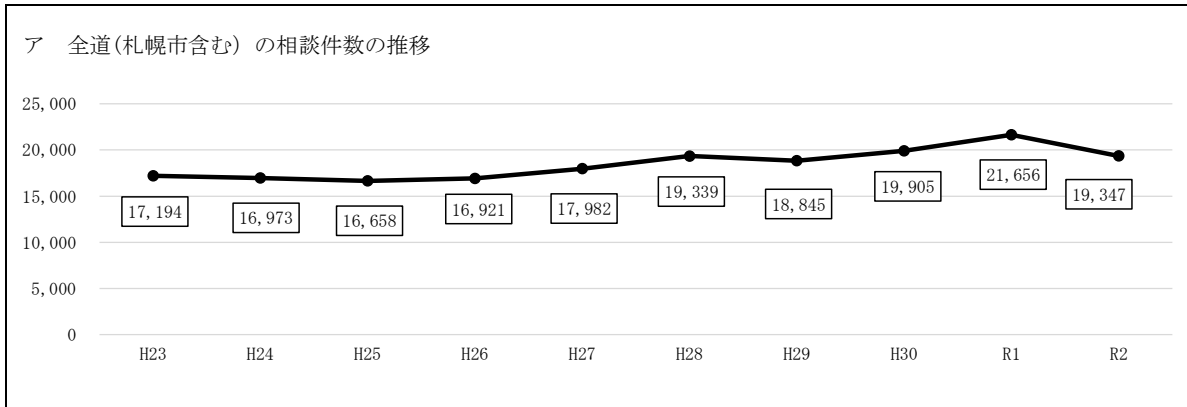
2 業務の流れ



Ⅲ 相談業務の概要

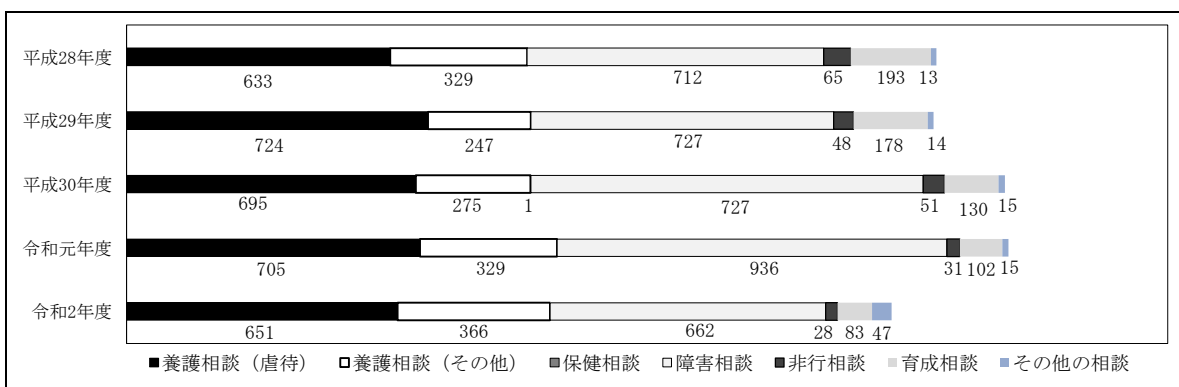
1 相談受理の推移

(1) 相談件数の推移



(2) 相談種別受理状況の推移

年度	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	
	児童虐待	その他		不肢自	障視聴	障言語	障重症心	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性格行	不登校	適性			し育
平成28年度	633	329		46		64	23	374	205	53	12	112	23	49	9	13	1945
平成29年度	724	247		83		56	31	355	202	33	15	112	19	42	5	14	1938
平成30年度	695	275	1	93		52	19	437	341	34	17	86	8	34	2	15	2109
令和元年度	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118
令和2年度	651	366		110		31	11	377	133	19	9	62	8	12	1	47	1837

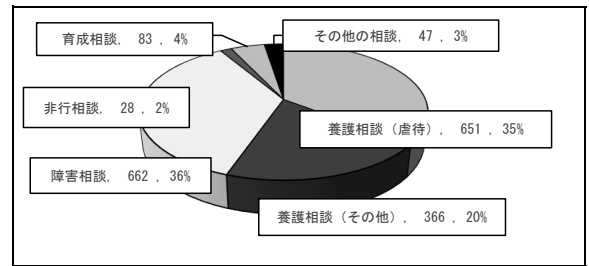


2 相談受理の状況(令和2年度実績)

(1) 相談種別の傾向

※割合は小数点第2位を四捨五入。

相談種別	件数	割合 (%)
養護相談(虐待)	651	35%
養護相談(その他)	366	20%
保健相談		
障害相談	662	36%
非行相談	28	2%
育成相談	83	5%
その他の相談	47	3%
計	1837	100%



(2) 相談細目の状況

相談種別	相談内容	男	女	計	
		家出	4		4
養護相談	死亡				
	離婚				
	傷病	9	9	18	
	出産				
	障害		1	1	
	稼働	2		2	
	受刑				
	迷い子				
	虐待	331	320	651	
	養育拒否	1	3	4	
	監護不適当	5	4	9	
	養子縁組	2		2	
	その他	155	171	326	
	合計	509	508	1017	
	世帯(再掲分)	父子世帯	18	18	36
		母子世帯	113	105	218
未婚の母		5		5	
その他		373	385	758	
合計		509	508	1017	

相談種別	合計	男	女	計
保健相談				

相談種別	相談内容	施設対象	男	女	計
			一般棟	38	29
肢体不自由	施設対象	重度棟			
		親子入院	30	12	42
		筋萎縮症	1		1
		通園施設			
	その他				
	小計	69	41	110	
視聴覚障害	施設対象	視力障害			
		聴力障害			
		小計			
言語発達障害等	施設対象	言語機能障害			
		言語・精神発達遅滞等	17	14	31
		小計	17	14	31
重症心身障害	施設対象	施設対象	4	2	6
		その他	4	1	5
		小計	8	3	11
知的障害	施設対象	軽度	117	79	196
		中度	50	20	70
		重度	43	26	69
		最重度	22	10	32
		その他	5	5	10
		小計	237	140	377
発達障害	小計	108	25	133	
合計		439	223	662	

相談種別	相談内容	男	女	計			
		家出・外泊		5	5		
非行相談	ぐ犯行為	盗み	5	2	7		
		暴力・粗暴	3		3		
		薬物乱用					
		性的問題	2	1	3		
		放火・弄火					
		その他		1	1		
		小計	10	9	19		
		触法行為	触法行為	盗み	2		2
				暴力・粗暴	1		1
				薬物乱用			
性的問題	3				3		
放火・弄火							
その他	1			2	3		
小計	7	2	9				
合計		17	11	28			

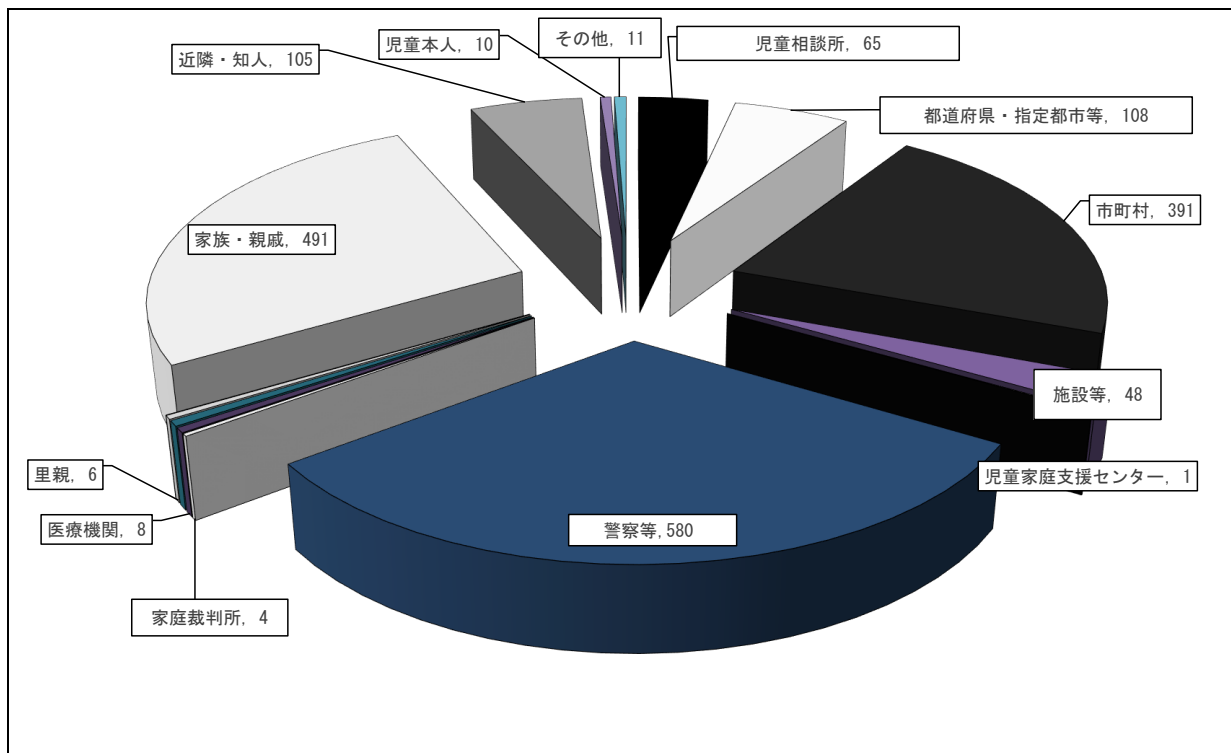
相談種別	相談内容	男	女	計	
		内気・不活発		1	1
育成相談	性格行動	反抗・強情	31	5	36
		情緒不安定	3	7	10
		習癖等		1	1
		その他	10	4	14
		小計	44	18	62
不登校	不登校	登校拒否	2	1	3
		その他	4	1	5
		小計	6	2	8
適性	適性	進路相談	1	3	4
		学業不振	2		2
		その他	3	3	6
		小計	6	6	12
育児・しつけ	育児・しつけ	育児			
		性教育		1	1
		発達		1	1
合計		56	27	83	

相談種別	相談内容	男	女	計	
		いじめ・被害			
その他の相談	その他の相談	友人関係			
		学習関係			
		家族関係			
		学校関係			
		男女関係			
		性・身体			
その他	32	15	47		
合計		32	15	47	

相談種別	合計	男	女	計
全相談合計		1053	784	1837

(3) 相談経路別受理の状況

相談経路	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				相その他	計	
		児童虐待	その他		不肢自由	障視聴害覚	障言語発達	障重症心害身	知的障害	発達障害	行ぐ為	行触為	性格行動	不登校	適性			し育つ児
児童相談所		25	33					1	1					5				65
指都道府市県等	福祉事務所		2															2
	保健センター																	
	その他	44	58						1	1	2							106
	小計	44	60						1	1	2							108
市町村	福祉事務所	27	30				3		171	47			4		1		33	316
	児童委員	2															1	3
	保健センター	4																4
	その他	1	2				17		27	10			2	1	5		3	68
	小計	34	32				20		198	57			6	1	6		37	391
施設等	保育所		1															1
	児童福祉施設	1	14				1	1	14	1	3		9		2		1	47
	指定医療機関																	
	小計	1	15				1	1	14	1	3		9		2		1	48
児童家庭支援センター			1															1
認定こども園																		
警察等		463	78								10	8	18				3	580
家庭裁判所			2								1	1						4
保健所																		
医療機関		1	4										1					8
学校等	幼稚園																	
	学校	8											1					9
	教育委員会等																	
	小計	8											1					9
里親			3				2				1							6
児童委員（通告の仲介）																		
家族・親戚	40	52		110		8	9	162	72	2		20	7	2	1	6	491	
近隣・知人	26	78						1										105
児童本人	6	2										2						10
その他	3	6												2				11
計	651	366		110		31	11	377	133	19	9	62	8	12	1	47	1837	



(4) 市町村別受理の状況

市町村	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
		児童虐待	その他		不肢自由	障視害	障言語等	障重症心身	知的障害	発達障害	行く為等犯	行触為等法	性格行動	不登校	適性	し育つ児		
石狩管内	江別市	105	95		3		2	3	89	29	6	3	8	1	1		13	358
	千歳市	127	77		24		3	2	94	27	5	1	6	3			14	383
	恵庭市	111	28		6		1	3	45	13	1	1	7				7	223
	北広島市	52	24		16		1		13	9	2	2	8		1			128
	石狩市	67	39		14		3		35	8	1		16	2	1			186
	当別町	8	5						8	4			3				1	29
	新篠津村				2		1		1	1							1	6
小計	470	268		65		11	8	285	91	15	7	48	6	3			1277	
後志管内	小樽市	98	42		24		2	3	52	28	3	2	6		1	1	9	271
	島牧村	2																2
	寿都町																	
	黒松内町	3	5						3									11
	蘭越町	4	1		5		2						1					13
	ニセコ町								2	1							1	4
	真狩村	2	1															3
	留寿都村		2		1													3
	喜茂別町								1	1								2
	京極町	3							1									4
	倶知安町	8	2				2		4									16
	共和町	2	6		6				2	1								17
	岩内町	12	9		2		4		6	7			2					42
	泊村	2					3		4	1				1				11
	神恵内村				2													2
	積丹町	4			1				2									7
古平町	9	1				2		1				1					14	
仁木町	2								1					4			7	
余市町	14	6		3		4		11	1			3		1		1	44	
赤井川村	2					1		1									4	
小計	167	75		44		20	3	90	41	3	2	12	2	6	1		466	
管外	14	23		1				2	1	1		2		3			47	
計	651	366		110		31	11	377	133	19	9	62	8	12	1	47	1837	

(5) 年齢別受理の状況

年齢	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
		児童虐待	その他		不肢自由	障視害	障言語等	障重症心身	知的障害	発達障害	行く為等犯	行触為等法	性格行動	不登校	適性	し育つ児		
0歳		47	43		5		1										96	
1歳		43	35		16				6								100	
2歳		52	31		16		5		3							1	108	
3歳		38	27		18		5	2	16	2						1	109	
4歳		39	20		10		4	1	20	4							98	
5歳		54	14		13		6		32	6	1				1		132	
6歳		35	17		8		6		23	6		2		1		4	102	
7歳		43	9		5		2		33	14		2		1		5	114	
8歳		32	18		2			1	27	8	1	3				5	97	
9歳		33	16		2			1	18	6	2	2		1		3	86	
10歳		33	19		1			2	20	8	1	6	2	1		5	99	
11歳		34	11		2				22	13	1	6		2		2	93	
12歳		27	16		3			2	28	15		8		2		3	106	
13歳		34	15		2				31	13	1	7		1		2	108	
14歳		33	15		3				29	9	3	9	5			4	112	
15歳		30	20		2			1	20	9	3	8	1			2	97	
16歳		18	11		2			2	17	5	1	4		2		2	62	
17歳		26	27						31	15	5	5		1		3	115	
18歳以上			2						1								3	
計		651	366		110		31	11	377	133	19	9	62	8	12	1	47	1837

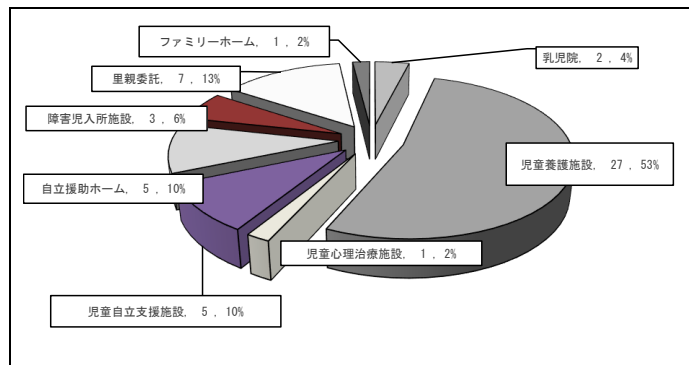
3 援助の状況

(1) 相談種別の援助の状況（令和2年度実績）

援助内容	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談			相その他	計		
		児童虐待	その他		不肢自由	障視聴害	障言語等	障重症心身	知的障害	発達障害	行ぐ為等犯	行触為等法	性格行動	不登校			適性	し育つ児
措置によらない援助	助言指導	538	321		100		29	10	354	122	15	12	43	7	11		2	1564
	継続指導	16	10								1	1	8					36
	他機関あつせん	9																9
児童福祉司指導		18	5							1								24
児童委員指導																		
児童家庭支援センター指導・指導委託												2						2
市町村指導委託																		
市町村送致																		
福祉事務所送致又は通知（知的障害者福祉司・社会福祉主事を含む）		1																1
訓戒・誓約																		
児童福祉施設	入所	12	17								2	1	5		1			38
	（再掲）法第27条の3による家庭裁判所送致																	
	通所																	
指定医療機関委託																		
里親委託		2	6															8
法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致																		
障害児入所施設等への利用契約					100			5	3	1								109
その他		16	44		7		1	13	4	1		5		1	1	44	137	
（内訳）	在所期間の延長		14									2						16
	ケース移管受理		6															6
	自立援助ホームへの援助の実施の委託	3								1		1						5
	その他	13	24		7		1	13	4			2		1	1	44	110	
計		612	403		207		30	15	370	127	20	14	63	7	13	1	46	1928
	（再掲）施設入所待機							1										1

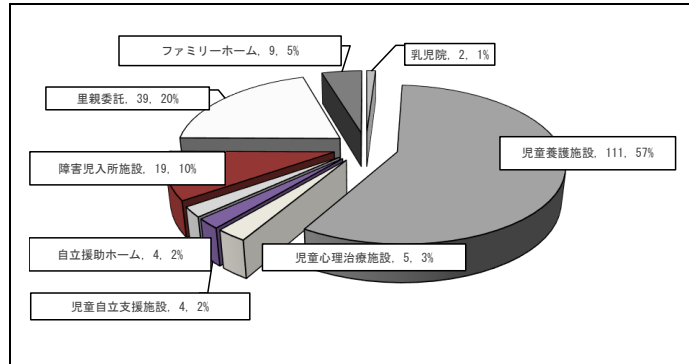
（再掲）児童福祉施設・里親への入所措置児童の施設種別

施設種別	件数	割合
乳児院	2	3.9%
児童養護施設	27	52.9%
児童心理治療施設	1	2.0%
児童自立支援施設	5	9.8%
自立援助ホーム	5	9.8%
障害児入所施設	3	5.9%
里親委託	7	13.7%
ファミリーホーム	1	2.0%
計	51	100.0%



(2) 施設種別の入所措置児童の状況（令和2年度末時点）

施設種別	件数	割合
乳児院	2	1%
児童養護施設	111	58%
児童心理治療施設	5	3%
児童自立支援施設	4	2%
自立援助ホーム	4	2%
障害児入所施設	19	10%
里親委託	39	20%
ファミリーホーム	9	5%
計	193	100%



(3) 市町村別児童福祉施設等への入所児童の状況（令和2年度末時点）

市町村	措置											利用契約						
	乳児院	児童養護施設	治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設				里親委託	ファミリーホーム	計	障害児入所施設				計	
						医療型	福祉型	親子入院	指定機関				医療型	福祉型	親子入院	指定機関		
石狩管内	江別市	1	19		1	1		2			5	1	30	2	2			4
	千歳市		15	1			1	2			4		23	3	4	2		9
	恵庭市		10	2			1	1			3	2	19	1	1			2
	北広島市		8	1	1	1					1	1	13	1	1	2		4
	石狩市	1	1		1	1					2		6	1				1
	当別町										3		3					
	新篠津村																	
	小計	2	53	4	3	3	2	5			18	4	94	8	8	4		20
後志管内	小樽市		26					5			8	2	41	1	2	2		5
	島牧村									1			1					
	寿都町		1										1					
	黒松内町							1					1					
	蘭越町		2							1			3					
	ニセコ町																	
	真狩村																	
	留寿都村						1				1		2					
	喜茂別町		1										1					
	京極町		2										2					
	倶知安町										2		2					
	共和町		3										3	1				1
	岩内町		2		1		1	1					5					
	泊村		1										1		1			1
	神恵内村																	
	積丹町							1					1					
	古平町																	
	仁木町													1				1
余市町		5					1					6						
赤井川村																		
小計		43		1		2	9			13	2	70	3	3	2		8	
管外		15	1		1		1			8	3	29						
計	2	111	5	4	4	4	15			39	9	193	11	11	6		28	

(4) 年齢別児童福祉施設等への入所児童の状況（令和2年度末時点）

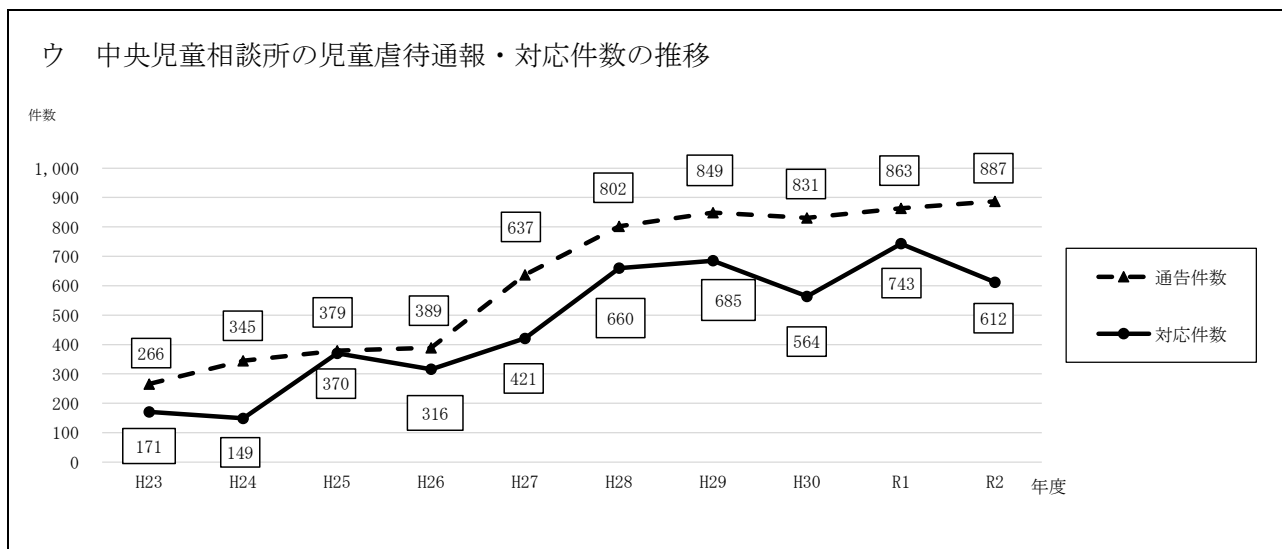
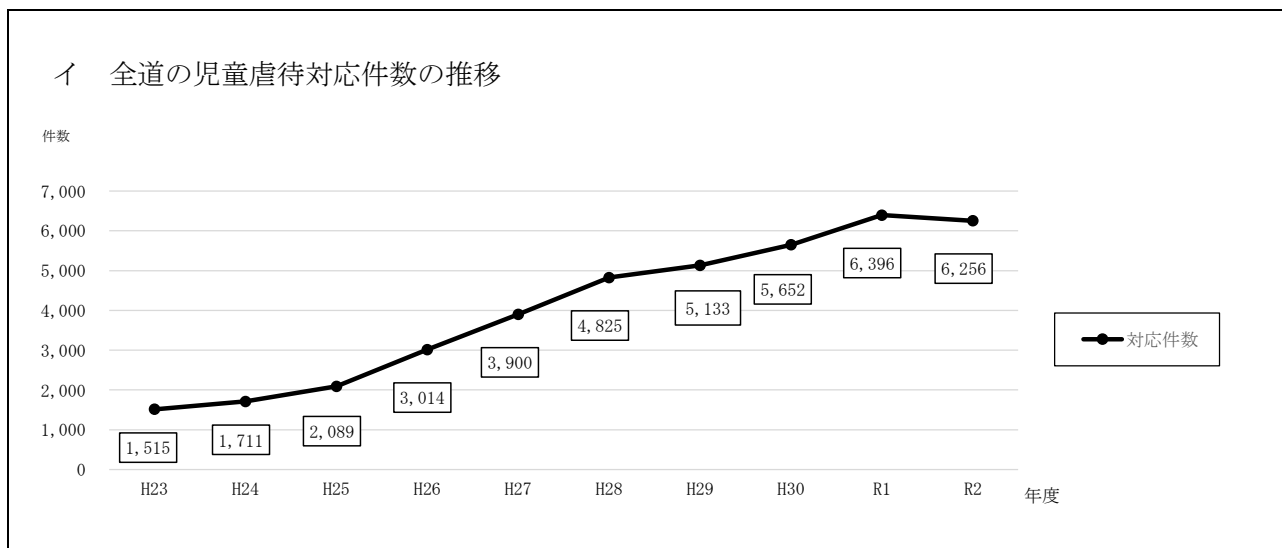
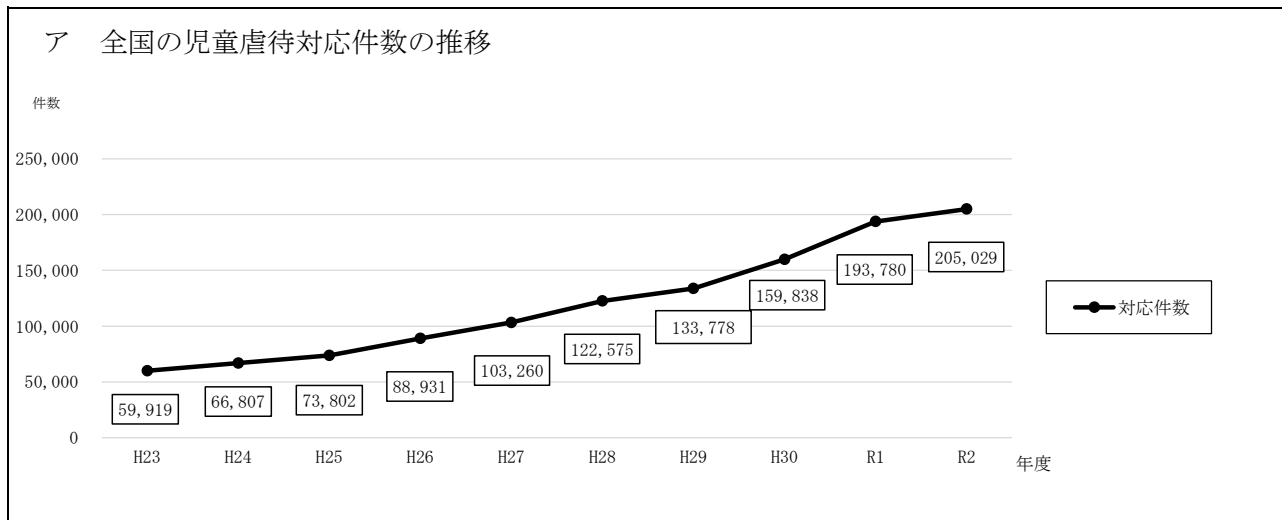
年齢	施設種別	措置										利用契約										
		乳児院	児童養護施設	児童心理療養施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設				里親委託	ファミリーホーム	計	障害児入所施設				計				
							医療型	福祉型	親本入院・	指定医療機関				医療型	福祉型	親本入院・	指定医療機関					
0歳	1										1											
1歳	1																					1
2歳											2											1
3歳		2									4	1										
4歳		4							1		1	1										1
5歳		3									1											4
6歳		4									2											7
7歳		1									1											2
8歳		2									2											7
9歳		3	1								3	1										8
10歳		11	2								2	1										16
11歳		4			1								1									6
12歳		9	1								3	1										17
13歳		13	1								4	1										20
14歳		10			3						2											19
15歳		14									4											19
16歳		9									4											16
17歳		15																				20
18歳以上		7																				7
計	2	111	5	4	4	4	4	15			39	9										193

(5) 児童福祉施設退所等の状況（措置分・自立援助ホーム入所分のみ）

年度・退所理由	施設種別	措置										計												
		乳児院	児童養護施設	児童心理療養施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	里親委託	ファミリーホーム															
平成30年度	措置変更	児童養護施設	1				2					4										7		
		児童心理療養施設																						
		児童自立支援施設																						
		自立援助ホーム																						
		障害児入所施設																						
		里親委託																						
	ファミリーホーム																							
	家庭引き取り			10	2	3	2	1	1	2													21	
	養子縁組																							
	進学	就職			5	6								2									5	
移管	その他			5	8		2		1		4		1	2			1					6		
計		1	34	2	7	3	5	10	3													65		
令和元年度	措置変更	児童養護施設	1	1			2																4	
		児童心理療養施設																						
		児童自立支援施設																						
		自立援助ホーム																						
		障害児入所施設			1																			1
		里親委託																						
	ファミリーホーム																							
	家庭引き取り			15	1	3	1	2	2		1												24	
	養子縁組																						2	
	進学	就職				5								2									9	
移管	その他			3	4				1		4		5									3		
計		1	29	1	5	1	5	11	4													57		
令和2年度	措置変更	児童養護施設		1																			2	
		児童心理療養施設																						1
		児童自立支援施設																						
		自立援助ホーム																						
		障害児入所施設																						
		里親委託	1																					1
	ファミリーホーム													1									1	
	家庭引き取り			15	1	3	2	4	2		1												24	
	養子縁組													6									6	
	進学	就職			1	3																	1	
移管	その他			4	5						3		2		2	1						6		
計		1	29	1	2	1	7	12	5													56		

4 虐待相談の状況

(1) 虐待相談の対応実績の状況（過去10年分）



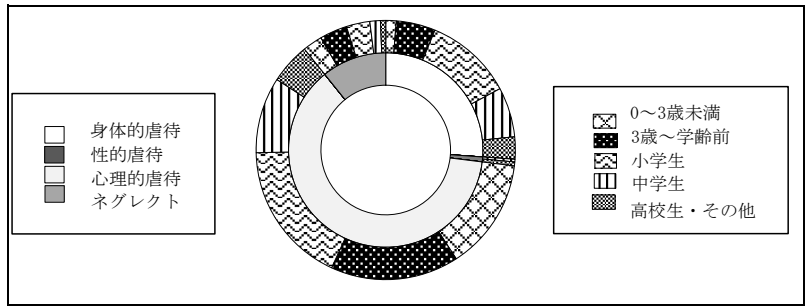
※虐待と認定しなかった場合については、対応件数に含めていない。

(2) 虐待相談の対応実績の状況（実績）

※割合は四捨五入。

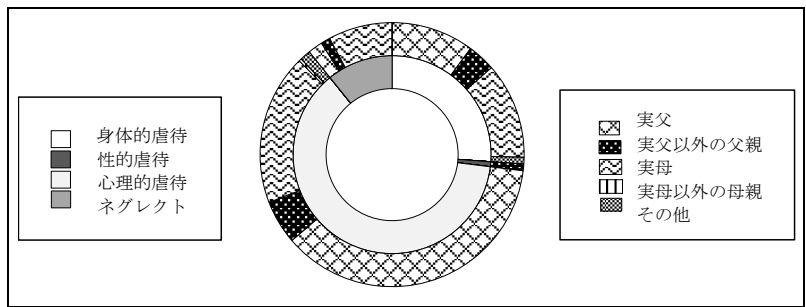
ア 虐待種別・年齢の状況（年齢は対応日時点）

年齢区分	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
0～3歳未満		8		85	15	108	18%
3歳～学齢前		30		98	21	149	24%
小学生		67		109	18	194	32%
中学生		38	2	58	8	106	17%
高校生・その他		17	3	31	4	55	9%
計		160	5	381	66	612	100%
割合(%)		26%	1%	62%	11%	100%	



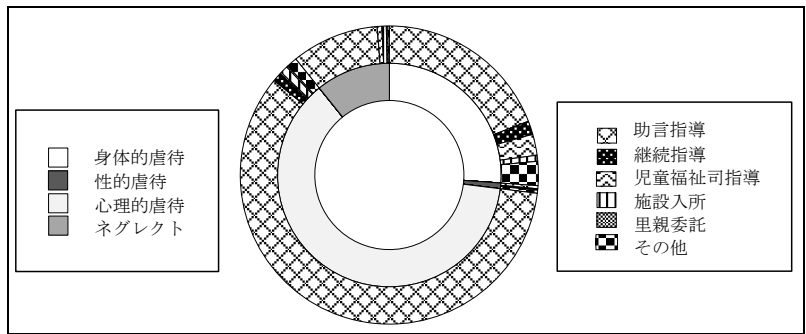
イ 虐待種別・主な虐待者の状況

虐待者種別	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
父	実父	62		225	11	298	49%
	実父以外	21	5	33	7	66	11%
母	実母	72		113	48	233	38%
	実母以外			2	2	2	0%
その他		5		8		13	2%
計		160	5	381	66	612	100%
割合(%)		26%	1%	62%	11%	100%	



ウ 虐待種別・虐待相談の処理状況

処遇内容	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
助言指導		117	2	361	58	538	88%
継続指導		9	1	6		16	3%
児童福祉司指導		14		1	3	18	3%
施設入所		4		5	3	12	2%
里親委託				1	1	2	0%
その他		16	2	7	1	26	4%
計		160	5	381	66	612	100%
割合(%)		26%	1%	62%	11%	100%	



エ 虐待種別・市町村別虐待対応件数の状況

※ここでの割合は、各管内の虐待対応の合計件数における、各市町村の合計件数の割合。

市町村	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
江別市	39	1	46	17	103	23%
千歳市	28	1	87	6	122	27%
恵庭市	30		63		93	20%
北広島市	9	1	37	6	53	12%
石狩市	17	1	44	12	74	16%
当別町	3		5	1	9	2%
新篠津村						
石狩小計	126	4	282	42	454	100%
管外	4		15		19	—

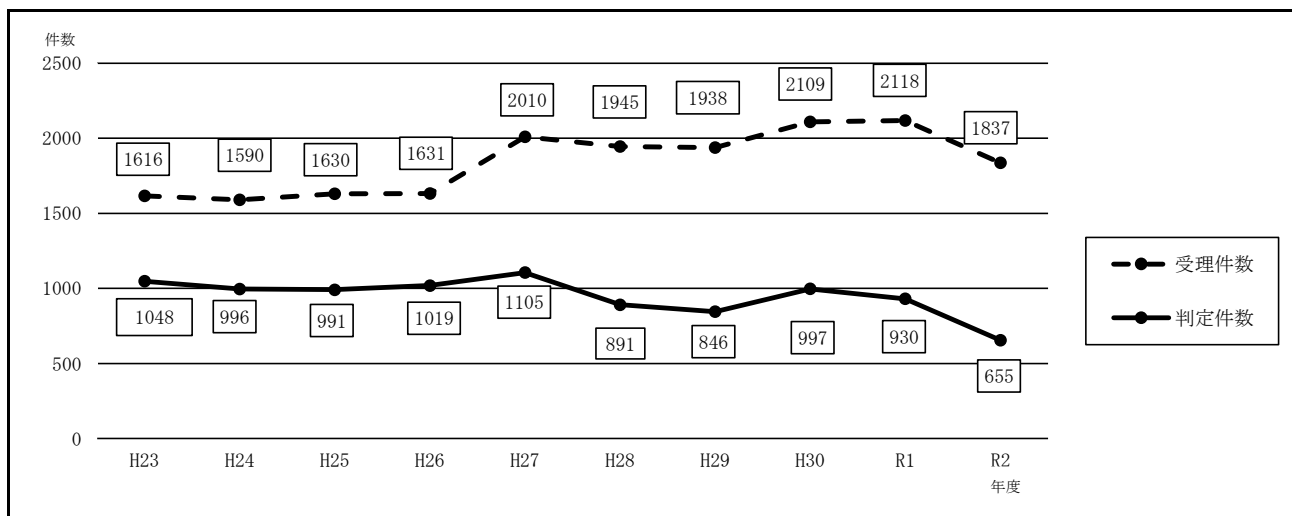
市町村	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
小樽市	14	1	54	14	83	60%
島牧村						
寿都町						
黒松内町			3	3	2%	
蘭越町			3	3	2%	
ニセコ町			2	2	1%	
真狩村	2			2	1%	
留寿都村						
喜茂別町						
京極町						

市町村	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	割合(%)
俱知安町	2		5		7	5%
共和町				1	1	1%
岩内町	4		8		12	9%
泊村						
神恵内村						
積丹町			4	4	3%	
古平町	5		2		7	5%
仁木町	1		1		2	1%
余市町	2		6	5	13	9%
赤井川村						
後志小計	30	1	84	24	139	100%

計	160	5	381	66	612	100%
---	-----	---	-----	----	-----	------

5 判定業務の状況

(1) 判定件数の推移



(2) 相談種別の判定実施の状況

年度・件数	相談種別	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				相その他	計	
		児童虐待	その他		不肢自	障視害	障言聴	障重症	知的障	発達障	行ぐ為	行触為	性格行	不登校	適性			し育つ
H28	受案件数	633	329		46		64	23	374	205	53	12	112	23	49	9	13	1945
	心理診断件数	63	32		3		61	16	346	186	29	6	83	16	43	6	1	891
	心理診断率	10%	10%		7%		95%	70%	93%	91%	55%	50%	74%	70%	88%	67%	8%	46%
	医学診断件数	26	3				4		21	45	11	1	27	6	5	1		150
	医学診断率	4%	1%				6%		6%	22%	21%	8%	24%	26%	10%	11%		8%
H29	受案件数	724	247		83		56	31	355	202	33	15	112	19	42	5	14	1938
	心理診断件数	71	35		1		51	20	329	178	18	8	79	13	39	4		846
	心理診断率	10%	14%		1%		91%	65%	93%	88%	55%	53%	71%	68%	93%	80%		44%
	医学診断件数	33	2				4		20	50	9		23	7	4	1		153
	医学診断率	5%	1%				7%		6%	25%	27%		21%	37%	10%	20%		8%
H30	受案件数	695	275	1	93		52	19	437	341	34	17	86	8	34	2	15	2109
	心理診断件数	65	29	1	1		45	11	405	332	14	7	46	6	33	2		997
	心理診断率	9%	11%	100%	1%		87%	58%	93%	97%	41%	41%	53%	75%	97%	100%		47%
	医学診断件数	30	6				1		23	44	6	3	9	3	3			128
	医学診断率	4%	2%				2%		5%	13%	18%	18%	10%	38%	9%			6%
R1	受案件数	705	329		122		24	17	433	340	22	9	64	11	19	8	15	2118
	心理診断件数	53	25		3		22	6	411	320	11	4	46	5	16	7	1	930
	心理診断率	8%	8%		2%		92%	35%	95%	94%	50%	44%	72%	45%	84%	88%	7%	44%
	医学診断件数	17	16						22	33	1	1	10		1			101
	医学診断率	2%	5%						5%	10%	5%	11%	16%		5%			5%
R2	受案件数	651	366		110		31	11	377	133	19	9	62	8	12	1	47	1837
	心理診断件数	65	33		1		31	1	355	114	6	6	30	5	8			655
	心理診断率	10%	9%		1%		100%	9%	94%	86%	32%	67%	48%	63%	67%			36%
	医学診断件数	33	13						11	20	3	2	11	2				95
	医学診断率		5%	4%						3%	15%	16%	22%	18%	25%			5%

(3) 心理学的検査実施状況

検査区分	年度		
	H30	R1	R2
知能検査	808	833	584
発達検査	519	491	390
人格検査	625	659	523
その他の検査等	485	491	358
合計	2,437	2,474	1,855
面接・観察・指導	1,099	1,034	803

(5) 判定書等交付状況

種別	年度		
	H30	R1	R2
特別児童扶養手当診断証明	191	196	89
障害児福祉手当診断証明	58	41	10
幼稚園・保育所入所に係る証明	9	4	5
児童福祉法・障害者総合支援法制度活用に係る証明	26	17	19
障害者基礎年金証明	20	23	25
関係機関との連携（医療機関）	96	94	80
関係機関との連携（教育機関）	146	159	201
関係機関との連携（療育機関）	18	17	25
関係機関との連携（その他）	20	22	18
その他	27	23	18
療育手帳証明	760	759	513
合計	1,371	1,355	1,003

(4) 心理学的検査実施状況（内訳）

区分	検査名	年度		
		H30	R1	R2
知能検査	田中ビネー知能検査	514	549	336
	ウィクスラー式知能検査	264	194	176
	その他	30	90	72
	小計	808	833	584
発達検査	遠城寺乳幼児分析的発達検査	11	21	5
	S-M社会生活能力検査	281	289	226
	新版K式発達検査	188	145	130
	その他	39	36	29
	小計	519	491	390
人格検査	バウムテスト	473	514	362
	絵画 欲求不満テスト（PFスタディ）	87	73	76
	ロールシャッハテスト	24	22	7
	H T Pテスト		1	1
	文章完成法テスト	19	31	31
	その他	22	18	46
小計	625	659	523	
その他の検査	ベンダー・ゲシュタルト・テスト	358	361	230
	概念発達検査	31	18	9
	随意運動発達検査	24	44	24
	こころの理論			1
	その他（T S C Cほか）	72	68	94
	小計	485	491	358
合計	2,437	2,474	1,855	

(6) 心理療法の実施状況

心理療法等種別	H30		R1		R2	
	児童	保護者	児童	保護者	児童	保護者
グループ療法		8				
心理面接	13	1	45	7	64	
箱庭療法	5		3		9	
遊戯療法			1		5	
創作活動					12	
計	18	9	49	7	90	

判定援助係が中心となって実施している心理療法として、心理面接（カウンセリング）・遊戯療法・箱庭療法・グループ療法などがあげられる。

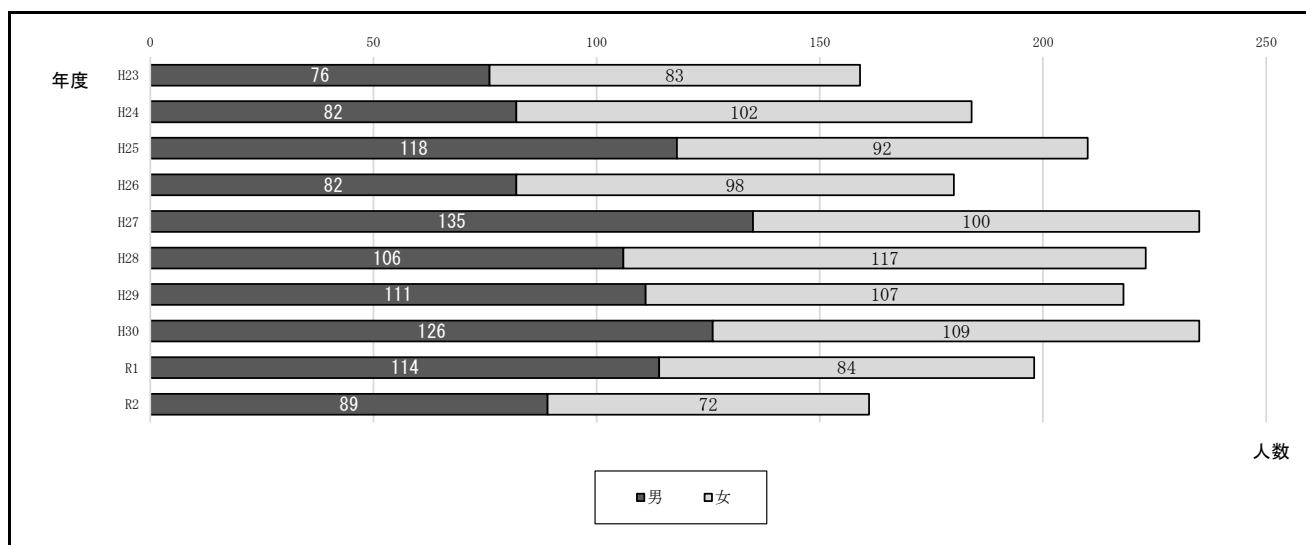
グループ療法は、子育てに悩む母親を対象に、子育て支援クラブ「円山クラブ」を約月1回のペースで実施した。

6 一時保護業務の状況

(1) 男女別一時保護人数の状況

※ () 内は一時保護委託分の再掲。また、割合は小数点第1位を四捨五入。

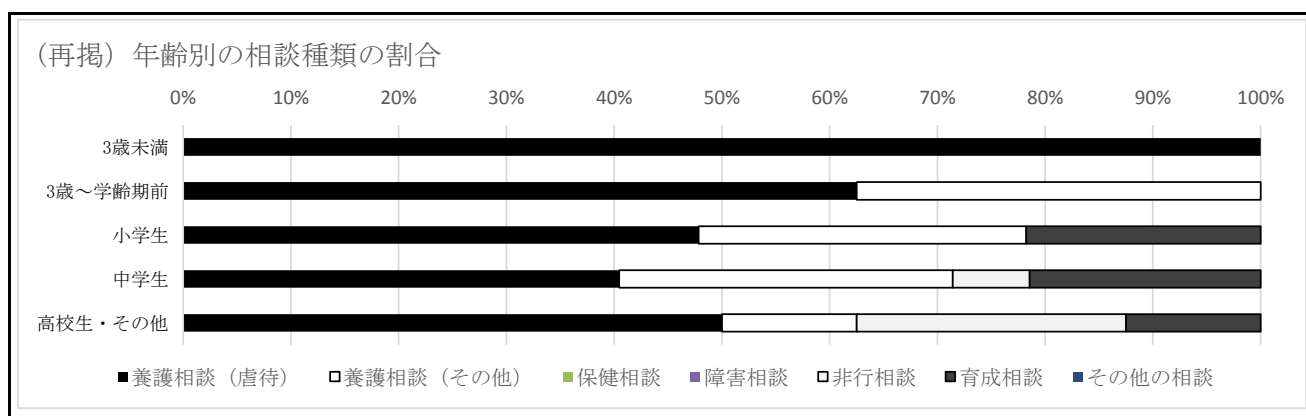
	男		女		計		保護延べ日数		1日あたり保護人数	
H23	76	(18)	83	(19)	159	(37)	1925	(651)	5.27	(1.78)
H24	82	(17)	102	(21)	184	(38)	3343	(1058)	9.16	(2.90)
H25	118	(29)	92	(19)	210	(48)	2983	(1096)	8.17	(3.00)
H26	82	(24)	98	(23)	180	(47)	4219	(657)	11.56	(1.80)
H27	135	(43)	100	(37)	235	(80)	2715	(1323)	7.44	(3.62)
H28	106	(38)	117	(50)	223	(88)	3087	(2056)	8.46	(5.63)
H29	111	(45)	107	(36)	218	(81)	3294	(2082)	9.02	(5.70)
H30	126	(66)	109	(45)	235	(111)	3372	(2320)	9.24	(6.36)
R1	114	(43)	84	(26)	198	(69)	2980	(1835)	8.16	(5.03)
R2	89	(26)	72	(21)	161	(47)	3151	(1291)	8.63	(3.54)



(2) 年齢別一時保護人数の状況

※ () 内は一時保護委託分の再掲。また、割合は小数点第1位を四捨五入。

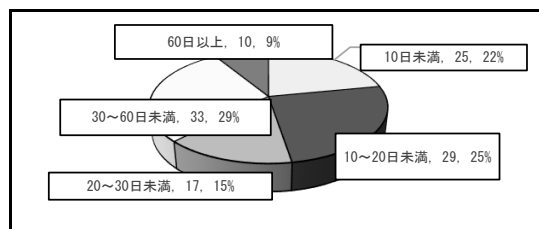
年齢	種別相別談	養護相談 (児童虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合 (%)
3歳未満		8 (6)	10 (10)						18 (16)	2% (34%)
3歳～学齢期前		12 (2)	14 (8)						26 (10)	14% (21%)
小学生		22	23 (9)			1 (1)	11 (1)		57 (11)	40% (23%)
中学生		18 (1)	14 (1)			4 (1)	10 (1)		46 (4)	37% (9%)
高校生・その他		6 (2)	3 (2)			2	3 (2)		14 (6)	7% (13%)
計		66 (11)	64 (30)			7 (2)	24 (4)		161 (47)	100% (100%)
割合 (%)		41% (23%)	40% (64%)			4% (4%)	15% (9%)		100% (100%)	



(3) 期間別一時保護人数の状況

※ () 内は一時保護委託分の再掲。また、割合は小数点第1位を四捨五入。

期間	児童数	割合
10日未満	32 (7)	20% (15%)
10～20日未満	51 (22)	32% (47%)
20～30日未満	21 (4)	13% (9%)
30～60日未満	41 (8)	25% (17%)
60日以上	16 (6)	10% (13%)
計	161 (47)	100% (100%)



(4) 処遇別一時保護人数の状況

※ () 内は一時保護委託分の再掲。また、割合は小数点第1位を四捨五入。

処遇	種相別談	養護相談 (児童虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合 (%)
家庭引取		38 (3)	33 (18)			2	14 (1)		87 (22)	57% (47%)
施設入所		11 (3)	17 (4)			2 (1)	6 (1)		36 (9)	24% (19%)
里親委託		2	7 (4)						9 (4)	4% (9%)
その他		15 (5)	7 (4)			3 (1)	4 (2)		29 (12)	15% (26%)
計		66 (11)	64 (30)			7 (2)	24 (4)		161 (47)	100% (100%)
割合 (%)		41% (23%)	40% (64%)			4% (4%)	15% (9%)		100% (100%)	
(次年度保護継続)		8 (3)	6 (6)			1	2 (1)		17 (10)	

(5) 一時保護委託先の施設種類別人数の状況

※割合は小数点第1位を四捨五入。

施設種別	種相別談	養護相談 (児童虐待)	養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計	割合 (%)
乳児院			2						2	4%
児童養護施設		2	16						18	38%
児童心理治療施設										0%
児童自立支援施設										0%
自立援助ホーム		1	1				1		3	6%
障害児入所施設			1						1	2%
里親			6						6	13%
ファミリーホーム		7	4				1		12	26%
その他の施設		1				2	2		5	11%
計		11	30			2	4		47	100%
割合 (%)		23%	64%	0%	0%	4%	9%	0%	100%	

(6) 一時保護委託先の年齢別人数の状況

※割合は小数点第1位を四捨五入。

施設種別	年齢	3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	計	割合 (%)
乳児院		2					2	4%
児童養護施設		2	4	8	2	2	18	38%
児童心理治療施設								0%
児童自立支援施設								0%
自立援助ホーム						3	3	6%
障害児入所施設				1			1	2%
里親		4	2				6	13%
ファミリーホーム		7	4			1	12	26%
その他の施設		16	10	11	4	6	47	100%
計		16	10	11	4	6	47	100%
割合 (%)		34%	21%	23%	9%	13%	100%	

7 里親・里子の状況

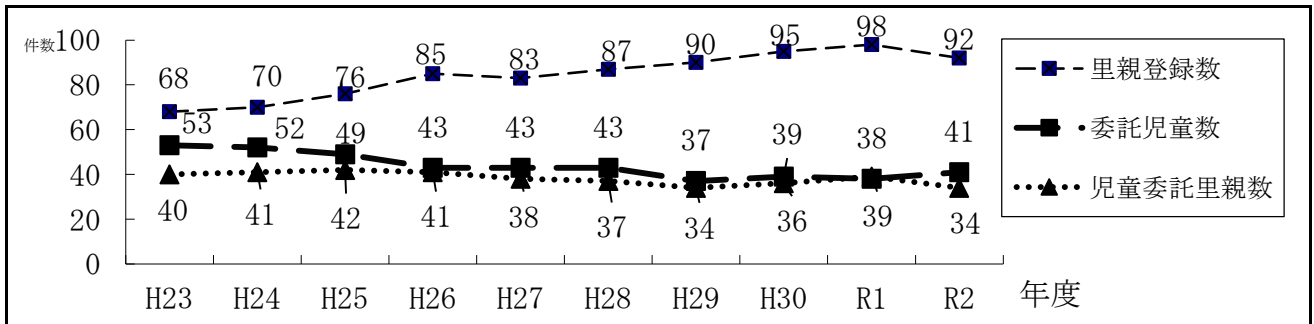
(1) 里親制度の主旨（平成21年4月1日、法改正により制度変更）

保護者のいない児童、または保護者に監護させることが適当でないと認められる児童の養育を、都道府県知事が適当と認める者（里親）に委託する制度。（児童福祉法第6条の4、第27条第1項第3号）

里親の種類	概要
養育里親	養護事情のある児童を養育する。
専門里親	被虐待児童、非行等の問題を有する児童、障害がある児童を養育する。
親族里親	保護者が死亡等により養護事情が生じた児童を、民法上の扶養義務者が養育する。
養子縁組里親	養子縁組を前提とした児童を養育する。

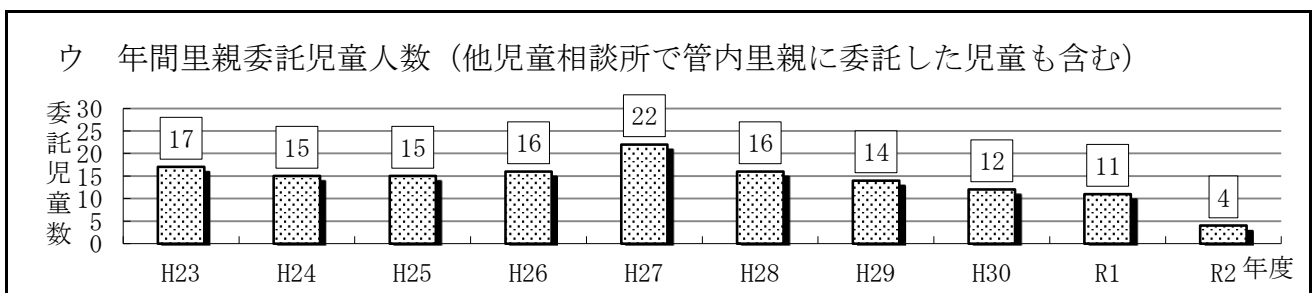
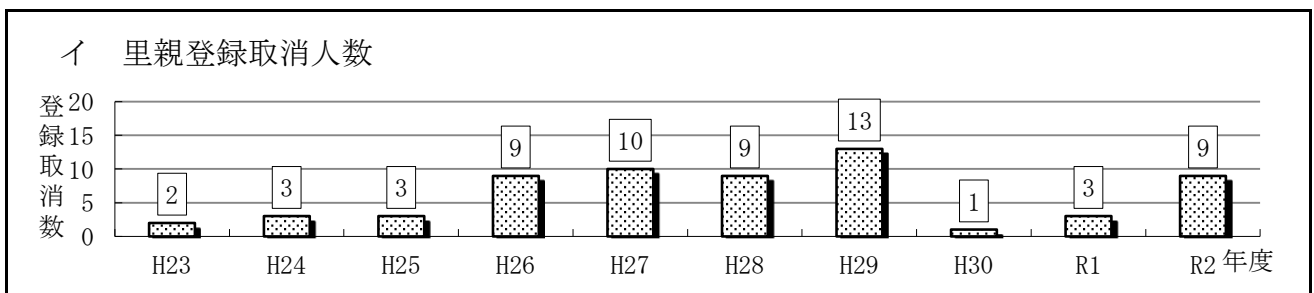
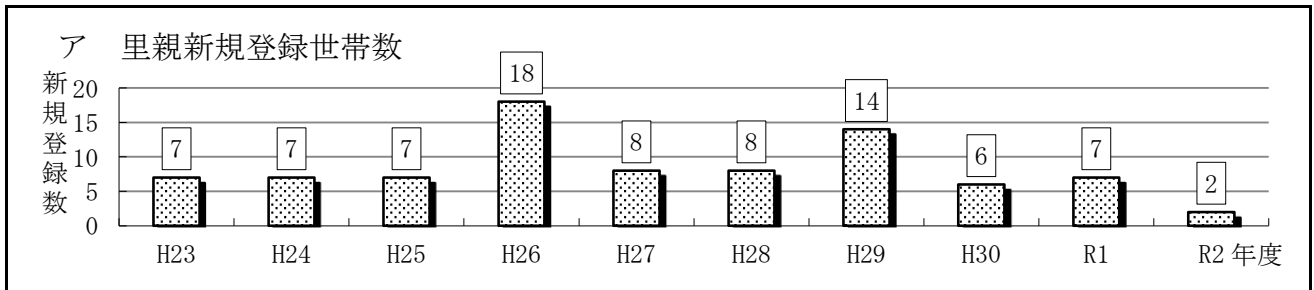
(2) 里親登録数等の推移

※各年度末現在・ファミリーホーム及び管外の里親は含まない。



(3) 里親登録・取消数と年間新規委託児童数の推移

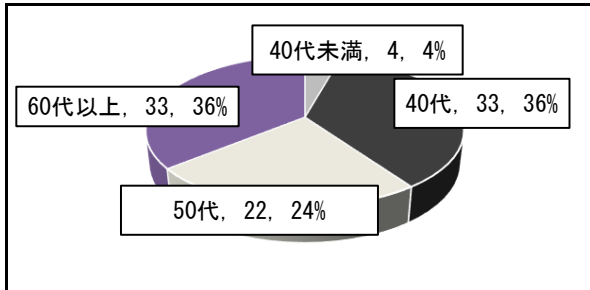
※各年度末現在・ファミリーホーム及び管外の里親は含まない・里子については、他児童相談所で管内里親に委託した児童も含む。



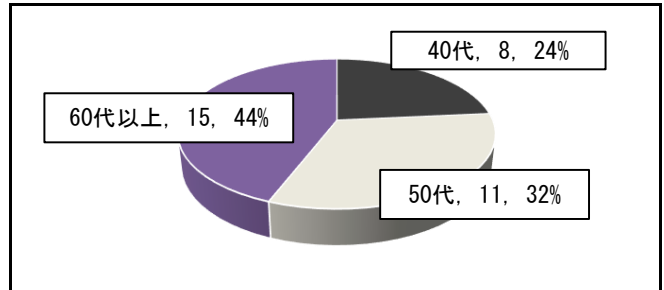
(4) 里親の年齢

※令和2年度末時点・年代は世帯主基準・ファミリーホーム及び管外の里親は含まない。

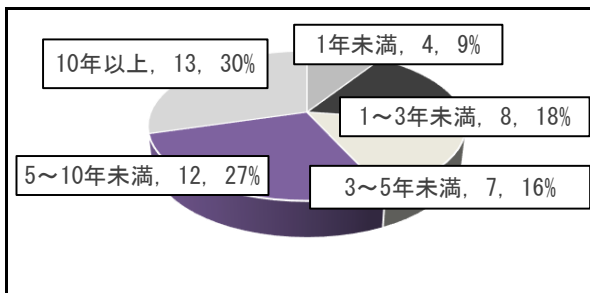
ア 登録里親



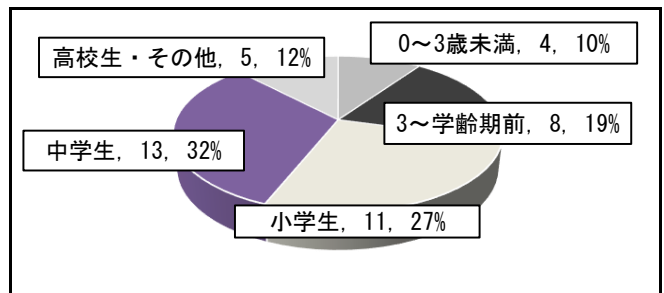
イ 委託里親



(5) 里子委託期間（令和2年度末時点）



(6) 里子の年齢（令和2年度末時点）



(7) 市町村別里親委託の状況（令和2年度末時点・割合は四捨五入）

		里親登録数	児童委託里親数	委託割合	委託里子数
石狩管内	江別市	12	5	42%	5
	千歳市	14	4	29%	4
	恵庭市	10	1	10%	1
	北広島市	12	3	25%	3
	石狩市	11	4	36%	6
	当別町	3	3	100%	6
	新篠津村				
小計		62	20	32%	25
後志管内	小樽市	7	4	57%	5
	島牧村				
	寿都町				
	黒松内町	3	2	67%	3
	蘭越町				
	ニセコ町				
	真狩村	1			
	留寿都村	1	1	100%	1
	喜茂別町				
	京極町	1	1	100%	1
	倶知安町	2	1	50%	3
	共和町	1			
	岩内町	3			
	泊村				
	神恵内村				
	積丹町				
	古平町	1			
仁木町	2	2	100%	2	
余市町	3	1	33%	1	
赤井川村	1				
小計		26	12	46%	16
管外					
計		88	32	36%	41

8 里親支援の状況

(1) 里親支援担当者の沿革

平成19年4月から、「里親推進担当主査」が配置(兼務)になり、平成20年4月から専任となったが、平成26年4月から「政策調整・里親担当主査」(兼務)となった。令和2年4月からは再度専任となり、児童福祉司(里親養育支援)となった。

なお、令和2年4月1日現在、管内の4カ所の児童養護施設に里親支援専門相談員が計4名配置されており、児童相談所と連携し、里親宅家庭訪問や里親からの養育相談の対応などの里親支援を行っている。

(2) 里親支援の趣旨

児童福祉司(里親養育支援)は、登録相談から里子委託時のマッチング調整、委託後の相談、里親登録の取り消し等、里親に関する相談・手続き全般を行っている。また、里親家庭を訪問し、委託条件の確認、里親からの養育相談、里親子関係の確認、里子の養育計画調整等を行っている。

その他、里親への研修を企画・実施し、社会的養育の意義や子どもの発達についての理解を促すとともに、里親支援事業の実施や社会資源の活用を提案すること等により里親養育を推進している。

(3) 支援の実績の状況

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
里親相互援助事業 (里親サロン)	里親が主体となり、相互の交流の場を設けて、里親の精神的負担の軽減や養育技術の向上を図ることを目的とした事業。	開催回数：3回 出席者延人数：20人
里親養育援助事業	里子を養育している里親の負担の軽減を図ることが必要な場合に、養育援助者を里親宅に派遣し、生活援助(家事や養育)や相談援助(軽度の養育相談)を実施する事業。	※該当なし。
レスパイト・ケア	里親が、一時的な休息をしたり、リフレッシュするための援助を必要とする場合に、他の里親、ファミリーホーム、児童養護施設に児童の養育を依頼するもの。理由は問わない。	利用里親数：1組 受入施設数：1カ所 延利用回数：1回 実施延日数：1日

IV 各種事業の概要

1 巡回児童相談事業

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
一般巡回相談	管内の児童に関するさまざまな相談について、市町村を巡回して助言や指導を行うとともに、児童福祉について関係機関との連絡調整を行い、児童の健全育成を図る。 児童福祉司、心理判定員等で、必要に応じ関係機関職員の参加・協力を得ながら行っている。	実施市町村：22市町村 実施回数：60回 相談件数：236件
在宅障がい児巡回療育相談	在宅の重症心身障害児（者）等の家庭を訪問し、日常生活における療育や施設入所等に係る助言指導等を行い、福祉の増進を図る。 児童福祉司、重症心身障害児施設の医師、看護師等で行っている。	実施市町村：1市町村（うち児童は1市町村） 実施回数：1回（うち児童は1回） 相談件数：2件（うち児童は1名）
その他の巡回相談	継続的に指導が必要な児童を定期的に訪問することや、一般巡回相談会場に来所が難しい児童の家庭を訪問し、相談・判定等を行う。 児童福祉司、心理判定員等で行っている。	実施市町村：1市町村 実施回数：1回 相談件数：1件

2 ひきこもり等児童福祉対策事業

小・中学校で不登校児童が増加していることから、不安、無気力、かん黙、心身症状等を示し、不登校等の状態にある児童とその家族に対し、教育分野との連携を図りながら援助を行い、自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
ふれあい心の友訪問援助事業	ひきこもり・不登校児童がいる家庭にメンタルフレンド（児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、当該児童とのふれあいを図る。	※メンタルフレンド登録希望者なし。

3 児童虐待防止対策推進事業

児童虐待は、児童の著しい権利侵害であり、時には生命まで危険にさらされる。そのほとんどが家庭内で発生するとともに複雑な背景をもつ事例が多く、発見から解決に至るまでに多くの困難を伴うものであることから、福祉事務所、保健所、教育委員会、弁護士会、医師会等、地域の関係機関との連携のもとに児童虐待の防止や早期発見・解決のための各種取り組みを行い、もって児童福祉の向上を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
石狩後志地域 要保護児童対策 連携協議会	<p>被虐待児など要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童)の権利を守るとともに健全な育成を図るため、関係の行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力によって、子どもの虐待防止や自立支援の推進を図る。</p>	<p>〈石狩地域〉 【開催中止】(以下開催予定だった内容) 開催日：令和2年11月18日 開催地：札幌市(中央児童相談所) 内容 ・行政説明：「体罰によらない子育てのために」 ・意見交換(報告者)：北海道警察本部子供・女性安全対策課 恵庭市子ども家庭課 ※構成機関に対し、配付(予定)資料を送付した。</p>
	<p>開催開始年度：平成17年度 構成機関：96機関(市町村、振興局、保健所、医療機関、保育所、警察等各関係機関等)</p>	<p>〈後志地域〉 【開催中止】(以下開催予定だった内容) 開催日：令和2年11月10日 開催地：倶知安公民館 内容 ・行政説明：「体罰によらない子育てのために」 ・意見交換(報告者)：北海道警察本部子供・女性安全対策課 留寿都村民福祉課 ※構成機関に対し、配布(予定)資料を送付した。</p>
児童虐待対応 プロジェクトチーム 設置事業	<p>児童虐待の対応について、専門的見地から助言を行う児童虐待対応プロジェクトチームを設置し、児童虐待の効果的な解決を図る。</p> <p>設置年度 平成9年度 構成員：医師(精神科医、整形外科医、小児科医、産婦人科医)、弁護士、児童相談所長、子ども支援課長兼主任児童福祉司、主任児童福祉司(虐待対応)</p>	<p>検討会議開催回数：1回(書面開催) 検討件数：1件</p>
児童虐待対応 専門研修事業	<p>地域における関係機関の職員に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施することにより、それぞれの機関が連携し、地域における児童虐待の防止や早期発見・解決のための取り組みを行い、もって児童福祉の向上を図る。</p> <p>開催開始年度：平成12年度</p>	<p>※開催実績なし。</p>

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
<p>児童虐待 防止講演会</p>	<p>児童虐待は児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には生命までもが危険にさらされてしまうことから、地域全体で児童を守り、早期発見及び早期対応を図るために、講演会を開催し、児童虐待の防止について広く道民に周知を図る。 ※岩見沢児童相談所と合同開催している。</p> <p>開催開始年度：平成17年度</p>	<p>【開催中止】（以下開催予定だった内容） 開催日：令和2年11月27日</p> <p>開催場所：北広島市芸術文化ホール</p> <p>講演：「乳幼児期からの虐待予防～子どもの成長に与える影響と早期支援の大切さについて～」 藤女子大学人間生活学部 教授 小山和利 氏</p>
<p>児童虐待法的対応 機能強化事業</p>	<p>児童相談所における虐待相談件数が増加するとともに、家庭に介入する事例が多くなることなどから、保護者とのトラブルも増え、児童相談所機能だけでは十分な対応ができない状況にある。そのため、弁護士による司法的な調整や援助を得、児童相談所の法的機能を強化することを目的とする。</p> <p>開始年度：平成17年度</p>	<p>実施回数：11回</p> <p>相談児童数：16件</p>
<p>児童虐待医療的対応 機能強化事業</p>	<p>児童相談所で相談を受理した児童及び保護者について、医療機関からの専門的助言、または心身の治療が必要と判断したものを対象とし、協力病院を指定して実施するものである。</p> <p>協力病院は当該対象者に対して的確に診断し、専門的助言をするとともに心身の治療の必要性を判断する。</p> <p>具体的には、医師が事例対応の当事者として児童相談所の相談活動に参画し、被虐待児の怪我の状況、心理的外傷の程度等の診断（診断書の作成）を行うとともに、医療的な関わりや被虐待児・保護者へのアプローチの方法等に対する相談・助言をする。</p>	<p>※登録医療機関なし</p>

4 市町村児童相談体制整備支援事業

児童福祉法の改正により児童相談に応じる窓口として、また、児童虐待防止等に関する法律の改正により、児童虐待の通告先として新たに市町村が規定されたことから、市町村の児童相談体制の後方支援策として、児童相談担当職員に対する研修、技術的助言等を行う。

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
移動総合相談室	市町村の巡回児童相談等に併せて開設し、市町村相談担当職員と協働して住民に対する相談を実施する。	※該当なし。
市町村職員研修	市町村の児童相談担当職員に対し、児童福祉、虐待、相談などについての理論や実践及びケーススタディなどのプログラムによる研修を実施し、市町村職員の児童相談技術の向上を図る。 開催開始年度：平成17年度	<p>〈石狩地域・後志地域〉 開催日：令和3年2月3日 開催地：WEB会議形式及び倶知安町（倶知安町保健福祉会館） 参加者：48名 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義：「子ども家庭総合支援拠点の設置促進について」 日本大学危機管理学部 准教授 鈴木秀洋氏 ・実践報告：「子ども家庭総合支援拠点の設置と役割」 中頓別町保健福祉課 「子育て世代包括支援センターにおける助産師の役割」 中頓別町子育て世代包括支援センター
		<p>〈後志地域〉 開催日：令和2年10月20日 開催地：倶知安町（後志労働福祉センター） 参加者：29名 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話：「子どもと家族がともに地域で暮らし続けるには」 浦河ひがし町診療所 SW 伊藤恵里子氏 「市町村と児童相談所の役割について」 ・意見交換：「精神疾患を持ち子育てに難しさを抱えた養育者に対する支援体制づくり」
市町村児童相談担当職員受入研修	市町村の相談体制の整備・充実を支援するために、市町村の児童相談担当職員を一定期間児童相談所に受入れ、市町村職員の資質及び相談技術の向上に寄与することを目的とする。 開催開始年度：平成19年度	<p>期間：令和2年6月30日～7月3日 受入市町村：恵庭市、石狩市 人数：4名</p>
		<p>期間：令和2年7月2日～3日 受入市町村：小樽市 人数：1名</p>
		<p>期間：令和2年9月1日 受入市町村：恵庭市、石狩市 人数：8名</p>
		<p>期間：令和2年9月3日～4日 受入市町村：江別市、千歳市、恵庭市、石狩市 人数：5名</p>

5 関係機関との連携

市町村や福祉施設等の関係機関と児童相談所との連携を深めるとともに、情報交換等を行い、児童福祉の向上を図る。

支援・支援事業名	趣旨	令和2年度実績
児童福祉施設との連絡協議会の開催	児童相談所と施設の現況について、また措置児童に関する意見交換、ケースカンファレンスについて情報共有を目的とする。	開催年月：令和2年10月7日 実施施設名：バウムハウス
各市町村要保護児童対策地域協議会等への出席	各市町村の児童虐待相談の対応状況等について、情報共有を目的とする。	開催年月：令和2年8月 実施市町村：千歳市、恵庭市
		開催年月：令和2年10月 実施市町村：当別町、江別市
		開催年月：令和3年2月 実施市町村：恵庭市
		開催年月：令和3年3月 実施市町村：江別市

= 案内図 =



札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

北海道中央児童相談所
 TEL:011-631-0301
 北海道立心身障害者総合相談所
 TEL:011-613-5401
 北海道立特別支援教育センター
 TEL:011-612-6211

<公共交通機関>

地下鉄東西線円山公園駅下車
 JRバス 動物園線 円15(円山西町神社行き)
 円16(円山西町2丁目行き)
 降車5分

<その他>

乗用車.....JR札幌駅より30分
 地下鉄円山公園駅より10分
 徒歩.....地下鉄円山公園駅より40分

※JR札幌駅より6.3km
 地下鉄円山公園駅より2.6km

令和3年度版 北海道中央児童相談所 業務概要

編集 北海道中央児童相談所

〒064-8564 札幌市中央区円山西町2丁目1-1
 TEL 011-631-0301
 FAX 011-631-4154

発行 令和4年3月